

まえがき

昭和61年に施行された男女雇用機会均等法は、平成18年に労働者に対する性別を理由とする差別を禁止するなど大幅な改正が行われ、その後の改正で妊娠・出産等に関するハラスメントについても防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。また現在、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、求職者等に対するハラスメント防止措置の義務化など、さらなる対策強化に向けて改正法案が国会で審議されています。そのほか、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた女性活躍推進法では、令和4年に一定規模以上の事業主に対して男女賃金の差異の情報公表が必須化されるといった制度改正もあり、これらによって雇用分野における均等な機会と待遇の確保が図られています。

また、労働基準法や働き方改革関連法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法などにより、仕事と生活の両立支援に関する法整備が進み、企業等における労働者の働き方の見直しが進んでいます。

少子高齢社会において活力ある社会を実現していくためには、女性の就業継続と能力発揮が図られるとともに、公正な処遇と家庭と仕事の両立が可能な就業環境の整備の推進が極めて重要です。労使ともにこうした法制度についての知識を深め、その趣旨を理解することが求められています。

この小冊子は、その一助となるよう、各種労働法について指針・通達等も盛り込み、主要判例等を交えながら詳しく解説したものです。働く女性はもとより男性や労働組合、事業主の皆様にもご活用いただければ幸いです。

令和7年6月

東京都産業労働局

凡 例

女子差別撤廃条約＝女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

家族的責任条約＝家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約

パートタイム労働条約＝パートタイム労働に関する条約

均等法＝雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

均等則＝雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則

労基法＝労働基準法

労働者派遣法＝労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

育児・介護休業法＝育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

育児・介護則＝育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則

パートタイム労働法＝短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

パート則＝短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則

パートタイム・有期雇用労働法＝短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

施行規則発基＝旧労働事務次官名で発する旧労働基準局関係の通達

発婦＝旧労働事務次官名で発する旧婦人局関係の通達

基発＝旧労働省労働基準局長名で発する通達

婦発＝旧労働省婦人局長名で発する通達

基収＝旧労働省労働基準局長が疑義に答えて発する通達

婦収＝旧労働省婦人局長が疑義に答えて発する通達

働き方改革関連法＝働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律